

令和3年12月議会定例会  
会議録

公立岩瀬病院企業団

令和3年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和3年12月24日（金曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)
- 第4 議案第9号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第10号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）

出席議員（10名）

---

|          |          |         |         |
|----------|----------|---------|---------|
| 1番 溝井光夫  | 2番 荒井裕子  | 3番 大内康司 | 4番 鈴木洋二 |
| 5番 小山克彦  | 6番 大和田宏  | 7番 浜尾一美 | 8番 渡邊達雄 |
| 9番 大河原正雄 | 10番 石堂正章 |         |         |

---

遅参通告議員

---

欠席議員

---

説明のため出席した者

|      |      |          |      |
|------|------|----------|------|
| 企業長  | 宗形 充 | 院長       | 土屋貴男 |
| 院長代行 | 大谷 弘 | 事務長兼総務課長 | 塩田 卓 |
| 看護部長 | 伊藤恵美 | 参事兼医事課長  | 有賀直明 |

---

午後2時00分 開会

○議長（石堂正章君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和3年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、4番鈴木洋二議員、5番小山克彦議員、6番大和田宏議員を指名いたします。

日程第3、議案第8号から日程第5、議案第10号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（宗形充君）

本日ここに、公立岩瀬病院企業団議会12月定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今期定例会におきましては、ただ今議題となりました議案3件について、ご審議いただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、前定例会以後の病院事業について、主なものをご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

今月8日までに、厚生労働省から、新型コロナ感染症患者向け病床を確保している全国の2,286の医療機関名と、それぞれの病床数が公表されました。

これは、これまで、コロナ用病床として申告されながら、実際には使用できないケースがあったことなどから、「医療体制を徹底的に見える化」し、医療機関別に病床の確保状況や、使用率を公表することで、感染拡大時の病床使用率を8割以上に引き上げるための措置であると聞いております。

福島県内では47施設、合計で709床が確保病床数として公表されており、当院は、20床を感染症対応の即応病床として届け出ております。

これまで当院では、感染症患者受入れのため、様々な対策を講じながら、院内感染を起こすことなく対応してきたところではありますが、今後も、感染防止対策に努め、可能な限り役割を果たしていく考えであります。

次に、新型コロナワクチン予防接種についてであります。

当院では、11月16日までに、1回目、2回目を合わせて、4,604件の予防接種を行いました。医療従事者等の優先接種対象者が2,127件、高齢者等の一般接種者が2,477件の内訳となっております。

また、第3回目の接種につきましては、当院に勤務する医療従事者を対象に、今月10日から開始をしたところであります。

次に病院事業の概要について、その主なものを申し上げます。

まず、診療体制についてであります。

常勤医師の増員を目指して、医師招聘活動に取り組んできておりますが、卒後初期臨床研修医について、増員の見込みとなりましたのでご報告いたします。

当院は、2ヶ年間の初期臨床研修医4名を定員としておりますが、次年度採用に向けてのマッチング制度で、定員数の上限となる4名が当院での研修を開始する予定となりました。

また、これとは別に2ヶ年のうち、1年間を当院で研修し、他の1年間を他の病院で研修する、いわゆる、『たすき掛け研修』の申請も、合計4名、受け付けてお

ります。

今後、診療部で指導体制を協議し、可能な限り当院での研修を引き受けたいと考えております。

また、さらなる医師招聘に向けまして、活動を進めている案件もございますので、より一層の体制の充実に努めて参ります。

次に、現在までの当院の運営状況であります。11月までの8ヶ月間の患者数は、入院が42,297人、外来が64,021人となり、前年同時期と比較をして、それぞれ、2,174人、8,488人増加しました。

診療日一日当たりの平均数では、入院が173.3人と、目標とする197人には届いておりませんが、外来は、392.8人となり、目標数390人に達しております。

医業収益は35億7,414万円余りとなり、前年度より3億7,256万円余りの増収となりました。

増収の内訳は、入院収益が2億6,084万円余り、外来収益が8,674万円余り、健診収益が2,586万円余り、それぞれ増収となったことによるものです。

一方医業費用は、39億7,701万円余りとなりましたが、人件費の増加に加え、患者数の増加などにより変動費も増加したことから、昨年度より1億5,762万円余り増加しております。

この結果、医業収支段階では、著しく収益が悪化していた前年同時期より、2億1,494万円余り改善しましたが、なお、4億286万円余りのマイナスとなっております。

資金繰りにつきましては、昨年度からの繰り越しや、本年度のコロナ関連補助金の一部を加え、11月末日時点で13億6,871万円余りの資金残高となっております。

引き続き、新型コロナウイルス対策に万全を期すとともに、地域の中核医療機関として、安定した質の高い医療の提供に努め、医業収益の確保と、支出の削減に向けた取り組みをさらに強化して、安定的な病院経営を目指して参りますので、議員皆様のなご一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、ただ今一括議題となりました、議案第8号から議案第10号までの議案3件につきまして、ご審議をいただくこととなりますが、

議案第8号の期末手当の減額改定につきましては、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法の規定に基づき専決処分としたことから、今期定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

提出議案に係る提案理由につきましては、事務長から説明申し上げますので、慎重にご審議のうえ、速やかに議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石堂正章君）

事務長。

○事務長（塩田卓君）

それでは、本議会に提案いたしております、議案3件につきまして、提案理由をご説明いたします。

まず、議案第8号は、専決処分の承認を求めることについて、であります。

専決第2号、公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、12月1日を基準日とする企業長の期末手当の減額改正について、議会を開催するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、添付書類の新旧対照表をご覧ください。

6月に支給する場合においては、100分の142.5、12月に支給する場合も同じく、100分の142.5となっておりましたものを、今年度は、第1条の改正のとおり、12月に支給する場合においては、100分の132.5と改めるもので、年間の支給月数を2.85ヶ月分から、2.75ヶ月分に、0.1ヶ月分を減額改正したものです。

令和4年度以降は、第2条改正のとおり、年間の2.75ヶ月分を、6月、12月ともに、100分の137.5と改めるものです。

なお、企業団の一般職員の給与につきましては、給与規程に定められており、今年度の期末手当の改定につきましては、福島県に準拠するかたちで、12月期末手当を0.15ヶ月分減額する改定を実施しております。

次に、議案第9号、公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。

これは、本年7月より運用を開始しました、形成外科自由診療、シミ取りレーザー治療について、実際の治療において、1平方センチメートルに満たない、小さな範囲となる対象にも適用するため、料金体系を細分化するものです。

こちら新旧対照表でお示しするとおり、0.25平方センチメートルまでを最小単位として新設し、料金を5,500円と定めるものです。

レーザー治療機の導入により、診療報酬制度により保険請求できる疾患に対する治療と、希望者に対する自由診療において、シミ取りの治療に対応しておりますが、今回の改正の対象となる自由診療としては、皮膚の表層面に近い表在性色素疾患として、そばかすや、老人性色素斑などのシミ、脂漏性角化症などの治療に有効とされているところです。

附則に定めるとおり、令和4年1月1日から施行できるように改正するものです。

次に議案第10号、令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）であります。

病院事業会計予算第3条に定めております、収益的収入及び支出と、第4条に定めております、資本的収入及び支出をそれぞれ補正増額しております。

また、第5条として、継続費を定め、本年度と令和4年度に、それぞれの年割額により設定いたしました。

内容につきましては、「令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算実施計画（第2号）」をご覧ください。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入の1款、病院事業収益、2項、医業外収益、4目、高等看護学院収益の既定予定額、2,653万4千円を、補正予定額69万3千円増額し、2,722万7千円とするものです。

支出では、1款、病院事業費用、2項、医業外費用、4目、高等看護学院費の既決予定額、1億1,565万2千円を、収入の補正予定額と同額の69万3千円を増額し、1億1,634万5千円とするものです。

福島県新型コロナウイルス感染症対応看護教育等環境整備事業補助金の交付申請を計画し、感染防護のための備品を購入する予定としております。

資本的収入及び支出をご覧ください。

まず収入が、1款、資本的収入、2項、企業債、1目、企業債の既決予定額、1億2千万円を、補正予定額、5億円増額し、6億2千万円とするものです。

支出では、1 款、資本的支出、2 項、建設改良費、1 目、資産購入費の既定予定額、1 億 2 千万円を、収入の補正予定額と同額の 5 億円を増額し、6 億 2 千万円とするものです。

これは、電子カルテなどの医療情報システムの更新が予定されており、次年度早々の令和 4 年 7 月に保守期間が満了するものもあるため、本年度中から更新のための準備作業を本格化するため、予算を補正するものです。

これにより、議案第 10 号の補正予算第 4 条として、企業債の限度額を 1 億 2 千万円から 6 億 2 千万円に改めるものです。

以上、議案 3 件について、提案理由及びその内容についてご説明させていただきました。よろしくご審議をお願い申し上げます

○議長（石堂正章君）

これより、議案第 8 号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第 8 号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

次に、議案第9号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番溝井議員。

○議員（溝井光夫君）

シミ取りレーザー治療について、「0.25 cm<sup>2</sup>まで」というという区分を設定した経緯について伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の1番溝井議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

院長。

○院長（土屋貴男君）

シミ取りレーザー治療については、5ミリ程度のシミでも気になり、治療をしたいという方もおりました。そのような方にも11,000円の金額設定となると、利用促進を妨げることになるのではないかとということで、小さなシミに対しては金額を下げ設定しました。

○議長（石堂正章君）

ほかに質疑ありませんか。

4番鈴木議員。

○議員（鈴木洋二議員）

シミ取りレーザー治療の実施件数について伺いたい。また、地域住民の方に対してどのように周知を行っているか伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の4番鈴木議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

院長。

○院長（土屋貴男君）

シミ取りレーザー治療が開始してから現在までの件数は、保険請求での治療が1件、自由診療での治療が20数件となっております。また、運用開始前には機器の調整等も含めてモニターで30名程度に対しても実施しております。

地域住民への周知の件については、マスコミに向けての説明会を当院で行い、新聞4社に記事を取り上げていただきました。また院内のデジタルサイネージに掲示を行ったり、ホームページへの掲載を行ったりしながら、広報を行っております。

○議長（石堂正章君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第9号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

次に、議案第10号「令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番溝井議員。

○議員（溝井光夫君）

資本的収支に対する5億円の補正予算についてです。病院経営が厳しい状況の中で、さらに5億円の借入となり、償還がより厳しくなると予測しますが、償還計画について伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の1番溝井議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（塩田卓君）

企業債に関しては、事業着手時期を含め調整しており、今年度中に起債申請を行う予定として進めております。また、建設改良費なので、出資金として構成市町村から1/2をご負担していただく予定となっております。実際には、令和4年度から5ヶ年計画での償還を予定しており、1年目は元金支払いが猶予されるため、利息のみの支払いとなる予定です。

○議長（石堂正章君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第10号「令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和3年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

令和3年12月24日 午後2時30分 閉会